

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七八六
鳴門	一五、八一八
小松島・勝浦	一二、三一六
阿南	一九、八七二
吉野川	一一、二〇二
阿波	一〇、一八三
美馬	一〇、二六四
三好第一	六、九五七
名西	八、五三八
那賀	二、二五〇
海部	五、四八四
板野	二七、二四二
三好第二	三、八九二